

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査を実施し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成27年10月20日

秋田県監査委員 平 山 晴 彦
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
財 149
平成27年10月1日

秋田県監査委員 平 山 晴 彦
秋田県監査委員 三 浦 英 一
秋田県監査委員 石 塚 博 史
秋田県監査委員 中 嶋 定 雄
様

秋田県知事 佐 竹 敬 久

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年9月2日付け監委-353で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

別紙

監査課所名	秋田県秋田発電・工業用水道事務所	監査年月日	平成27年7月10日
<p>（指摘事項） 業務委託契約において、競争入札に付すべき金額であるにもかかわらず、随意契約をしているものがあるので、今後は適切に処理すること。</p> <p>（措置状況） 指摘のあった事案については、競争入札により契約の相手方を決定すべき業務委託であるにもかかわらず、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の適用を誤り、随意契約としたものであります。 今後同様の案件があった場合は、競争入札にするとともに地方公営企業法施行令及び秋田県公営企業財務規程を遵守し、適切に処理してまいります。</p>			